

仕様書

1. 目的

軽量で柔軟性の高い次世代型太陽電池（カルコパイライト太陽電池）について、これまで太陽光発電設備の設置が困難であった耐荷重性の低い建築物等への施工性・耐久性・発電効率等を検証し、今後の市内実装に向けた知見・ノウハウの獲得を図る。

2. 業務内容

(1) 実証場所（候補施設）

No.	施設名	所在地	設置対象建築物
1	高速長田駅前駐輪場	長田区北町1丁目	—
2	神戸国際展示場	中央区港島中町6丁目11-1	1号館と3号館を結ぶ渡り廊下

※通常のシリコン太陽電池が設置困難であり、他の本市施策との関連性、普及啓発、他の公共施設への波及性等の観点から設定

(2) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(3) 内容

- 受託者は、上記(1)の全候補施設に対して令和9年1月末までに発電を開始できるよう、カルコパイライト太陽電池及び付帯設備導入のための設計・施工を行うこと。
- 本実証事業の実施に際して必要となる各種手続き（建築基準法や消防法に関する手続き等）については、原則受託者において実施すること（必要に応じて本市も調整に加わる）。
- 工事日程については、本市及び施設管理者と事前に協議及び調整を行った上で決定すること。
- カルコパイライト太陽電池及び付帯設備の設置期間は、令和10年3月末までを予定している。本市が設置期間中に発電効率・耐久性等を確認するための方法を提示すること。
- カルコパイライト太陽電池及び付帯設備の工事完了後、市による引渡しの検査を行う。検査の際、市の示す仕様・基準を満たしていない場合は、受託者は補修その他必要な追加作業を自己の負担により行うこと。
- 受託者は、次に掲げる本市が行う情報発信等に協力すること。
 - 本市が作成する広報媒体やホームページ等で実証事業の紹介
 - 本市が令和8年度に実施予定のセミナー・現地見学会×1回での実証事業の発表 等

(4) 提出書類

①実証結果に関する報告書（任意様式）

令和8年度の実証結果について、「実証結果に関する報告書」（任意様式）により提出すること

- カルコパイライト太陽電池の発電効率、耐久性、施工性等について記載すること

②事業実績報告書

ア 適用図書等

神戸市 HP（下記 URL）並びに下記適用図書による。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>

○完成図書

- ・神戸市建築設備工事完成図書電子納品要領〔建築設備工事版〕：神戸市 HP
- ・神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン：神戸市 HP

○工事写真

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領による 工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）令和5年版
- ・小黑板情報電子化： 神戸市 HP

イ 提出様式、部数

○電子データ

- ・データ形式（詳細は上記適用図書による）
 - i 完成図：CAD（オリジナルデータ及びDXF）形式、PDF形式
 - ii 保全に関する資料：PDF形式
 - iii 工事写真：PDF形式
 - iv その他：オリジナルデータ形式
 - 保存媒体：CD-RまたはDVD-R
 - 提出様式：※完成図書（下記）に媒体を綴込
※A4版紙製ファイルに媒体を綴込2部

○完成図

- ・様式／部数：※原寸（見開き）製本2部 ※縮小（A3見開き）製本2部
- ・表紙、背表紙：完成図書に準ずる。
- ・工事完成時における設備の最終状態を正確かつ明瞭に記載する。
以下を標準の構成とするが、詳細は市との協議による。
 - i 各設備系統図、ii 配置図、iii 各階平面図及び凡例、iv 各部詳細図、v 盤類の単線結線図、vi 機器姿図等、vii その他

○完成図書

- ・対象：下記一覧表による
- ・様式／部数：A4版（紙製ファイル）／2部
- ・表紙：「年度、工事名、完成図書、工期、請負人名」を明記。
- ・背表紙：「年度、工事名、完成図書、請負人名」を明記。
- ・厚さが10cmを超える場合は市と協議の上で分冊とし、表紙及び背表紙にNo. ○／○を記入する。

完成図書を構成する書類一覧表

項目	提出書類		紙媒体
○完成図	完成図面		2つ折製本
○完成図書 (保全に関する資料)	①	機器完成図	紙製図書
	②	機器性能試験成績書	
	③	現地試験成績表、試運転・各種測定データ記録	
	④	取扱説明書及び保守に関する説明書	
	⑤	機器台帳 (高圧機器含む)	
	⑥	初期設定状況説明書	
	⑦	設計条件資料	
	⑧	関係官公署届出書控、検査証	
	⑨	物品引渡書、主要機器一覧表	
	⑩	緊急連絡先一覧	
	⑪	その他保守上必要な書類 (アスベスト調査結果、PCB含有等)	

※詳細については、市と調整のうえ決定することとする。

(5) 納品場所・履行期限

- 納品場所：神戸市環境局脱炭素推進課
〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST3 階
- 履行期限：令和9年3月12日（金）
※履行期限までに全ての候補施設において発電を開始するとともに、本仕様書「2（4）提出書類」に記載の提出書類を全て提出すること。
※「実証結果に関する報告書」及び「事業実績報告書」を提出する前には、本市に対し最終報告書案を説明し、修正指示等を受けること。

3. 業務監督員

本市は、本業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項に基づく監督を行う『業務監督員』（委託契約約款第21条第2項の「監督員」をいい、委託契約約款中「監督員」とあるのは、「業務監督員」と読み替える。）を配置し受託者に通知する。業務監督員を変更する場合も同様とする。

4. 担保期間

契約不適合責任の担保期間は、引渡し日から起算して12ヶ月とする

5. 契約保証金

委託契約約款第3条の規定により、事業者は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる市の損害その他事業者が負担すべき債務をてん補するため保証金を納付すること。た

だし、市においてその必要がないと認めた場合は、納付を免除することができる。

6. 工事实績情報の登録

- ・受注額（設計費＋工事費）の内、工事費が 500 万円以上の場合は、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、本市担当職員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター(JACIC) に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を本市担当職員に提示する。
- ・コリンズに登録する請負金額は、受注額（設計費＋工事費）の内、工事費のみとし、工期は工事のみの期間とする。

7. その他留意事項

(1) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(2) その他

- ・常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたり、必要に応じて打合せを行うこと。本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。
- ・電気事業法、消防法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- ・施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日建設省営監発第 13 号）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 3 年 3 月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）」等を参考とし、常に安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて拘束するものではない。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響に充分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- ・受託者は、本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。また、本市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の責により速やかに対応するものとする。
- ・本業務により作成した成果の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、すべて本市に帰属するものとする。
- ・受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする
- ・契約の履行に際しては、提案事項の履行を求める。